

アカデミーからトップチーム、日本代表、そして世界へ

大分トリニータアカデミーサポート

# しらしんけんクラブ

## 2019年度 新規会員大募集!!

### しらしんけんクラブとは?

大分トリニータアカデミー(ユース、ジュニアユース、ジュニア、レディース、スクール)をサポートすることを目的に設立した、育成年代支援サポートクラブです。魅力あるアカデミー組織を構築し、アカデミーで育った選手が、将来トップチームや、日本代表として世界で戦える選手を輩出することを目標にしています。ご協力いただいた会費はクラブ運営費とは完全に切り離し、アカデミー活動の支援だけに使用させていただきます。

### 2019年度 しらしんけんクラブ 募集要項



#### 支援活動内容

大分トリニータアカデミーのトレーニング環境の整備や、強化遠征の費用補助等をサポートしていきます。



#### 会費

個人会員	1口 3,000円~
法人会員	1口 10,000円~
有効期間	有効期間:2020年3月31日まで 以降は毎年4月1日~翌年3月31日までの有効期間となります。



#### 会員特典

※特典画像はイメージです。

#### アカデミー会報誌発送(年2回)



#### ピンバッジ進呈



2019シーズン  
ピンバッジ



特典  
詳細

個人  
1口: 会報誌・  
ピンバッジ

法人  
1口: 会報誌・ピンバッジ(1個)・HPに社名掲載  
3口: 会報誌・ピンバッジ(3個)・HPに社名掲載  
5口: 会報誌・ピンバッジ(5個)・HPに社名掲載



#### お申し込み方法

下記振込用紙に必要事項をご記入のうえ、ご入金ください。「おなまえ」欄には、払い込みされるご本人様のお名前をご記入ください。(郵便払込用紙が入会申込書となります)

※下記の郵便払込手続きの際は、払込手数料のご負担をお願いいたします。



#### お問い合わせ先

株式会社 大分フットボールクラブ フットボール事業本部  
〒870-0126 大分市大字横尾1629番地 / 営業時間(平日)9:00~18:00  
TEL.097-554-2250 FAX.097-554-2280

## これからも大分トリニータアカデミー出身のプロサッカー選手を輩出していきます!

### 2019シーズン 大分トリニータ在籍選手

小手川 宏基 選手 2007年卒	刀根 亮輔 選手 2009年卒	後藤 優介 選手 2011年卒	坂井 大将 選手 2014年卒	吉平 翼 選手 2015年卒	岩田 智輝 選手 2015年卒	高畑 奎汰 選手 2018年卒

### 大分トリニータアカデミー出身選手

西川 周作 選手 2004年卒 浦和レッズ	梅崎 司 選手 2004年卒 湘南ベルマーレ	福元 洋平 選手 2005年卒 ウェルス八大分	井上 裕大 選手 2007年卒 FC町田ゼルビア	東 慶悟 選手 2008年卒 FC東京	姫野 宥弥 選手 2014年卒 ザスバクサツ群馬
清武 弘嗣 選手 2007年卒 セレッソ大阪	岸田 翔平 選手 2008年卒 水戸ホーリーホック	松原 健 選手 2010年卒 横浜F・マリノス	為田 大貴 選手 2011年卒 ジェフユナイテッド千葉	佐藤 昂洋 選手 2014年卒 ラインメール青森FC	江頭 一輝 選手 2015年卒 グルージャ盛岡
			野上 拓哉 選手 2016年卒 VONDS市原FC		



#### しらしんけんクラブ会員規定

第1条(名称)  
この会の名称は、大分トリニータアカデミーサポート しらしんけんクラブ(以下クラブといいます)と称し、大分フットボールクラブ フットボール事業本部が運営を行います。

第2条(目的)  
クラブは、大分トリニータ育成組織の活動を支援することを目的とします。

第3条(会員)  
1. クラブの入会資格は問いません。  
2. 本規定を承認の上入会申し込みをした方のうち、事務局が入会に適当と認めた方をクラブ会員(以下会員といいます)とします。

第4条(保護者)  
中学生以下の方が入会の申し込みをする場合には、保護者の同意を得るものとします。

第5条(保護者の責務)  
保護者は、中学生以下の会員に代わって本規定第6条、第7条に定める会費の納入義務を直接履行する責を負うものとします。

第6条(会費)  
1. 会員は所定の会費を納めなければなりません。  
2. 会員はクラブが定める方法により、会費を納めるものとします。  
3. 納められた会費はクラブに帰属し、いかなる理由があっても返却できません。

第7条(入会期間)  
会員の入会期間は、4月1日(または所定の会費を納めた日)から翌年3月31日までとします。

第8条(会員の権利)  
会員はクラブの資産などについて何らの権利も請求権ありません。

第9条(退会)  
会員が本規定に違反、またはクラブの名誉を傷つける行為をされた場合には、事務局はその会員を退会させることができるものとします。

第10条(届出事項の変更)  
会員に届出事項の変更が生じた場合は、すみやかにEメールまたはハガキで事務局に連絡するものとします。

第11条(クラブの運営)  
1. クラブは事務局が運営し執行するものとします。  
2. 会員は事務局が運営し執行することの意思決定に関与することはできません。

第12条(規定の変更)  
本規定の変更は事務局において変更手続きをなし、会員には別途連絡するものとします。

第13条(その他)  
本規定に定めのない事項は、事務局において必要の都度、別に細則を定めるものとします。